

平成 23 年 9 月 30 日

日本脳神経外科学会 会長 寺本 明 殿

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
委員長 永井 良三

脳死下での臓器提供施設について(依頼)

臓器移植の推進については、日頃より御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、脳死下での臓器提供を行いうる施設について、現行の臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)においては、(1)臓器の摘出は、施設全体の合意の下、確実に脳死と判定された者から行われるべきである、(2)臓器提供は生前に可能な限り高度な救急医療を受けたにも関わらず不幸にして脳死となった者から行われるべきであるとの観点から、一定の施設類型に該当する施設であることとされており、その脳死下での臓器提供施設の施設類型の一類型として、「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)」が規定されているところです。

今般、貴学会の専門医研修に係る施設類型の変更を受けて、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会においては、脳死下での臓器提供施設の施設類型のうち、「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)」について見直しを行うこととしたところです。

当委員会の議論の結果、「専門医訓練施設(A項)」に替わる、新たな施設類型を検討するに際し、貴学会の御意見をお伺いいたしたいということとなりました。

つきましては、下記について御検討いただき、御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 脳死下での臓器提供施設の施設類型である「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)」に替わる新たな施設類型について
- 2 その他臓器提供施設に関する御意見